

総務省行政相談センター

まぐみみ沖縄

新型コロナウイルス感染症に 関する生活支援相談窓口案内 (沖 縄 県 版)

新型コロナウイルス感染症により感染が確認された方や経済的影響を受けられた方にお見舞い申し上げます。

この生活支援相談窓口案内は、関係機関等が開設している各種相談窓口等に関する情報について、関係機関等が公表している情報を基に、当事務所がとりまとめたものです。お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります。

行政相談専用ダイヤル **0570-090-110** (有料)

おこまりならまる まるくじょう ひやくとおばん

- 来所による相談受付：平日8：30～17：15

住所：那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階

- インターネットによる相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- FAXによる相談受付

098-866-0158

(注) この資料に掲載している情報は、令和5年2月27日時点の情報で作成しております。掲載内容については、随時、追加・変更してまいります。

まぐみみ沖縄



総務省行政相談センター

総務省 沖縄行政評価事務所行政相談課 (まぐみみ沖縄)

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階

電話：098-867-1100

FAX：098-866-0158

- 目 次 -

新型コロナウイルス感染症等に関すること
1 ワクチンの接種等について (P. 1)
2 感染が疑われる場合 (P. 8)
3 陽性となった場合 (P. 9)
4 一般的な相談窓口 (P. 11)
5 ワクチン接種に便乗した悪質商法に注意！ (P. 11)
6 感染症対策に関する情報等 (P. 12)
生活資金に関すること
7 生活福祉資金の貸付 (P. 13)
8 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (P. 14)
9 生活困窮者への支援 (P. 15)
労働者の支援に関すること
10 労働者への支援 (P. 17)
11 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (P. 18)
事業者の支援に関すること
12 事業者への融資、経営支援等 (P. 19)
13 助成金に関する相談 (P. 21)
14 業種別の相談窓口 (P. 25)
15 業種別の感染拡大予防ガイドライン (P. 26)
16 雇用関係に関する相談 (P. 27)
17 労働保険料の納付猶予 (P. 27)
18 事業者間の取引 (P. 28)
役所の手続きや公共料金の支払いに関すること
19 国税の納付が困難な場合 (P. 29)
20 県税の納付が困難な場合 (P. 30)
21 国民年金、厚生年金保険の納付等 (P. 31)
22 国民健康保険税(料)等の納付 (P. 32)
23 運転免許証の更新 (P. 33)
24 N H K の放送受信料 (P. 33)
25 電気、ガス、水道料金の支払い (P. 34)
外国人の方の相談に関すること
26 県内在住外国人の方の新型コロナウイルス感染症に関する相談 (P. 34)
27 県内在住外国人の方の生活相談 (P. 35)
28 在留諸申請の取扱い (P. 36)
29 外国人旅行者の方の相談窓口 (P. 36)
そのほかの相談に関すること
30 自宅療養者等への生活物資の提供支援等 (P. 37)

31	授業料等の減免、給付型奨学金の支給等 (P. 38)
32	消費者トラブル (P. 39)
33	不当な差別、いじめ等 (P. 39)
34	児童虐待 (P. 40)
35	配偶者等からの暴力 (P. 40)
36	弁護士相談 (P. 41)
37	行政書士相談 (P. 41)
38	こころの悩み (P. 41)
39	Go To キャンペーン (P. 42)
	(参考 市町村の相談窓口)
	(参考 那覇市 新型コロナウイルスに関する各種支援制度一覧URL)

1 ワクチンの接種等について

◆ 新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口、市町村の接種予約、接種券などに関する相談窓口等

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター (新型コロナワクチン、接種証明書に関する一般的な問合せ)	0120-761-770	9:00~21:00 (土日祝日も実施)
沖縄県新型コロナウイルスワクチン専門相談コールセンター (ワクチンの副反応等医学的知見を必要とする専門的な問合せ)	098-894-4856	9:00~17:00 (土日祝日も実施)
沖縄県広域ワクチン接種コールセンター(予約専用)	098-943-2993	10:00~17:00 (土日祝日も実施)

市町村の接種予約や接種券等に関する問合せ先

那覇市集団接種予約センター	098-993-1292	9:00~17:00 (祝日を除く月~土)
宜野湾市コロナワクチン接種相談予約コールセンター	050-5526-1940	9:00~17:00 (祝日を除く月~金)
石垣市新型コロナワクチンコールセンター	0570-055-114	9:00~18:00(平日)
浦添市新型コロナワクチンコールセンター	0570-0570-23	9:00~17:00(平日)
名護市コロナワクチンコールセンター	0980-43-5125	9:00~17:00(平日)
糸満市新型コロナワクチン接種コールセンター	098-995-8376	9:00~17:00(平日)
沖縄市新型コロナウイルスワクチン接種予約相談コールセンター	098-923-2401	8:30~17:00(平日)
豊見城市コロナワクチン接種コールセンター	0570-098-099	8:30~17:00(平日)
うるま市新型コロナワクチン接種コールセンター	098-923-7140	9:00~17:00(平日)
宮古島市新型コロナワクチン予約センター	0980-79-7829	9:00~17:00(平日)
南城市ワクチンコールセンター	098-917-5589	9:00~17:00(平日)
国頭村福祉課	0980-41-2755	8:30~17:15(平日)
大宜味村 住民福祉課	0980-44-3551	9:00~17:00(平日)
東村 福祉保健課(ワクチン接種係)	080-6489-0979	9:00~17:00(平日)
今帰仁村ワクチン予約・相談センター	0980-43-7281	9:00~16:30(平日)
本部町新型コロナワクチン接種コールセンター	0980-43-5016	8:30~17:00(平日)
恩納村 健康保険課	098-966-1217	8:30~17:00(平日)
宜野座村 健康福祉課	098-968-3253	9:00~17:00(平日)
金武町新型コロナウイルスワクチン接種予約相談室	098-968-8436	9:00~17:00(平日)
伊江村コロナワクチン接種コールセンター	0980-49-5009	9:00~17:00(平日)
読谷村ワクチン予約コールセンター	098-901-3003	9:00~17:00(平日)

嘉手納町新型コロナウイルスワクチン接種予約相談室	098-923-3574	9:00～17:00(平日)
北谷町新型コロナウイルスワクチン接種予約センター	098-923-1582	8:30～17:00(平日)
北中城村健康保険課	098-923-0783	9:00～16:30(平日)
中城村新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム	098-917-0137	8:30～17:15(平日)
西原町新型コロナウイルスワクチン接種対応プロジェクトチーム	098-911-9174	9:00～17:00(平日)
与那原町新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	098-943-8931	9:00～17:00(平日)
南風原町新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター	098-882-7667	9:00～17:00(平日)
渡嘉敷村 民生課	098-987-2322	9:00～17:00(平日)
座間味村 住民課	098-896-4045	8:30～17:00(平日)
粟国村 民生課	098-988-2017	8:30～17:15(平日)
渡名喜村 民生課	098-989-2317	8:30～17:15(平日)
南大東村保健センター	09802-2-2116	9:00～16:00(平日)
北大東村保健福祉センター	09802-3-4567	8:30～17:00(平日)
伊平屋村 住民課	0980-46-2015	8:30～17:15(平日)
伊是名村保健センター	0980-45-2137	9:00～17:00(平日)
久米島町福祉課	098-985-7154	8:30～16:30(平日)
八重瀬町ワクチン接種コールセンター	098-998-2277	9:00～17:00(平日)
多良間村 住民福祉課	0980-79-2623	8:30～17:15(平日)
竹富町 新型コロナウイルス予防接種係	0980-83-2021	9:00～17:00(平日)
与那国町 長寿福祉課	0980-87-3575	9:00～17:00(平日)

注1 沖縄県ホームページを基に作成

沖縄県HP：<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/vaccine-group/soudantaisei.html>

注2 市町村によっては、12:00～13:00の間に予約受付を実施していない場合があります。

◆ 初回接種（1回目・2回目接種）が受けられる時期

接種を行う期間は、令和3年2月17日から令和5年3月31日までの予定です。

◆ 接種の対象

新型コロナワクチンの初回接種（1回目・2回目接種）対象は、原則、日本国内に住民登録がある5歳以上の方です（国籍は問いません。）。

◆ 接種回数と接種の間隔・接種対象年齢

最初は2回の接種が必要です。

ワクチン	1回目と2回目の標準接種間隔	接種対象年齢（注1）
ファイザー社	3週間	5歳以上（注2）
武田／モデルナ社	4週間	12歳以上
武田社（ノババックス）	3週間	12歳以上

注1 接種する日の年齢です。

注2 5歳～11歳は子ども用ワクチン（ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3）を使用します。

◆ 接種が受けられる場所

原則として、住民票所在地の市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種を受けていただきます。インターネットで、ワクチンを受けることができる医療機関や接種会場を探すには、接種総合案内サイト「[コロナワクチンナビ](#)」をご覧ください。そのほか、市町村からの広報などをご確認ください。そのほか、市町村からの広報などをご確認ください。

なお、やむをえない事情で住所地でのワクチン接種ができない方は、住所地以外で受けていただくことができる場合があります。具体的な手続きは「[コロナワクチンナビ：住所地外接種届けについて](#)」をご覧ください。

コロナワクチンナビ：<https://v-sys.mhlw.go.jp/>

コロナワクチンナビ：住所地外接種届けについて：

<https://v-sys.mhlw.go.jp/application/change-region.html>

◆ 接種を受けるための手続

次のような方法で接種を受けることとなります。

- (1) 接種の時期より前に、市町村から「接種券」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きます。
- (2) ご自身が接種可能な時期が来たことをご確認ください。
- (3) ワクチンを受けることができる医療機関や接種会場をお探してください。
- (4) 電話やインターネットで予約をしてください。

(5) ワクチンを受ける際には、市町村から郵送される「接種券」と「本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）」を必ずお持ちになってください。

◆ 追加接種（3回目接種）について

○ 接種が受けられる時期

接種の期間は、令和3年12月1日から令和5年3月31日までの予定です。

○ 接種の対象

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）の対象は、以下を全て満たす方全員です。

- ① 2回目接種を完了した日から、一定の期間が経過した方（注1）
- ② 12歳以上の方
- ③ 日本国内での初回接種（1回目・2回目接種）又は初回接種に相当する接種（注2）が完了している方

注1 「一定の期間」は、それぞれ下記のとおりです。

対象	2021年12月～	2022年2月	2022年3月～
医療従事者等や高齢者施設等の入所者等	6か月		
その他の高齢者（65歳以上の方）	8か月	7か月	6か月（前月より1か月短縮）
64歳以下の方	8か月		7か月

（注）お住まいの自治体によっては、上記のスケジュールが前倒しになる場合がありますので、自治体からのお知らせに留意してください。

注2 次の方が、初回接種に相当する接種を受けた方となります。ただし、日本で薬事承認されている、ファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン、アストラゼネカ社ワクチンのいずれかを接種している場合に限りです。

（ア）海外で2回接種した方、（イ）海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業で2回接種した方、（ウ）在日米軍従業員接種で2回接種した方、（エ）製薬メーカーの治験等で2回接種した方

○ 特に接種をお勧めする方

- ・高齢者、基礎疾患を有する方などの「重症化リスクが高い方」
- ・重症化リスクが高い方の関係者・介助者（介護従事者など）などの「重症化リスクが高い方との接触が多い方」
- ・医療従事者などの「職業上の理由などによりウイルス曝露リスクが高い方」

○ 接種ワクチンと接種対象年齢

1回目・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNA（mRNA）ワクチンを使用します。

- ・ファイザー社のワクチン：18歳以上の方が対象です。
- ・武田/モデルナ社のワクチン：18歳以上の方が対象です。なお、追加接種では、初回接種の半量を接種します。

○ 接種を受けるための手続

以下のような方法で接種を受けることになります。

- ① 市町村から追加接種用の「接種券」と「新型コロナワクチン追加（3回目）接種のお知らせ」が届きます。（注1、2）
- ② ワクチンを受けることができる医療機関や接種会場をお探してください。（接種が受けられる場所を参照）（注3）
- ③ 電話やインターネットで予約をしてください。
- ④ ワクチンを受ける際には、市町村より郵送される「封筒の中身一式」（注4）と「本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）」を必ずお持ちになってください。
- ⑤ 当日は、速やかに肩を出せる服装でお越しください。

注1 追加接種の接種券発送スケジュールや予約受付開始時期等は、市町村により異なることがあります。

注2 次のような例に該当し、2回目の接種を完了した日から8か月以上経っていても接種券が届いていない方は、現在お住まいの市町村に個別にお問い合わせいただくか、「コロナワクチンナビ：追加接種（3回目接種）用の接種券発行申請」で接種券の発行申請を行ってください。なお、コロナワクチンナビでの申請を受け付けていない市町村もあります。

（例）・初回接種（1回目・2回目接種）の後に転居された方

- ・海外在留邦人向け新型コロナワクチン接種事業で2回接種した方
- ・在日米軍従業員接種で2回接種した方
- ・製薬メーカーの治験等で2回接種した方
- ・海外で初回接種（1回目・2回目接種）を受けた方

注3 医療従事者等は、お勤めの医療機関で接種を受けられる場合もあります。詳しくは勤務先にご確認ください。

注4 封筒には、「接種券が印字された予診票」と「予防接種済証」の用紙が同封されています。どちらも忘れずにお持ちください。「接種券」と「予防接種済証」がひとつにまとまっているものもあります。

◆ 追加接種（4回目接種）について

○ 接種が受けられる時期

接種の期間は、令和4年5月25日から令和5年3月31日までの予定です。

○ 接種の対象

新型コロナワクチンの追加接種（4回目接種）の対象は、3回目接種又はそれに相当する接種（注1）から3か月以上が経過した下記の方です。なお、既に令

和 4 年秋開始接種（オミクロン株対応 2 価ワクチンの接種）を受けた方は、4 回目接種の対象外となりますのでご注意ください。

- ① 60 歳以上の方
- ② 18 歳以上 60 歳未満で、
 - ・ 基礎疾患を有する方
 - ・ その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方

注 1 次の方は、3 回目接種に相当するワクチンを受けた方となります。ただし、日本で 3 回目接種について薬事承認されている、ファイザー社ワクチン（12 歳以上用）、武田/モデルナ社ワクチン（ノババックス）のいずれかを接種している場合に限り（注 2）

- （ア）海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業で 3 回接種した方
- （イ）在日米軍従業員接種で 2 回接種した方
- （ウ）製薬メーカーの治験等で 2 回接種した方
- （エ）海外で 3 回接種した方

○ 接種するワクチン

1～3 回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャーRNA（mRNA）ワクチンを使用します。

- ・ ファイザー社のワクチン（12 歳以上用）：3 回目接種と同量を接種します。
- ・ 武田/モデルナ社のワクチン：3 回目接種と同量（初回接種の半量）を接種します。

○ 接種を受けるための手続

【60 歳以上の方】

3 回目と同様に以下のような方法で接種を受けることとなります。

- ① 市町村から追加接種用の「接種券」と「新型コロナワクチン追加（3 回目）接種のお知らせ」が届きます。（注 1、2）
- ② ワクチンを受けることができる医療機関や接種会場をお探してください。（接種が受けられる場所を参照）（注 3）
- ③ 電話やインターネットで予約をしてください。
- ④ ワクチンを受ける際には、市町村より郵送される「封筒の中身一式」（注 4）と「本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）」を必ずお持ちになってください。
- ⑤ 当日は、速やかに肩を出せる服装でお越しください。

注 1 4 回目接種の接種券発送スケジュールや予約受付開始時期等は、市町村により異なることがあります。

注 2 次のような例に該当し、3 回目の接種を完了した日から8か月以上経っていても接種券が届いていない方は、現在お住まいの市町村に個別にお問い合わせいただくか、「コロナワクチンナビ」で接種券の発行申請を行ってください。なお、コロナワクチンナビでの申請を受け付けていない市町村もあります。

(例) ・ 1～3 回目接種の後に転居された方

- ・ 海外在留邦人向け新型コロナワクチン接種事業で 3 回目接種した方
- ・ 在日米軍従業員接種で 3 回目接種した方
- ・ 製薬メーカーの治験等で 2 回目接種した方
- ・ 海外で 3 回目接種を受けた方

注 3 封筒には、「接種券が印字された予診票」と「予防接種済証」の用紙が同封されています。どちらも忘れずにお持ちください。「接種券」と「予防接種済証」がひとつにまとまっているものもあります。

【60 歳未満の方で、接種対象となる方】

1～3 回目接種では、接種対象者に対し、お住まいの市町村から接種券等が送付されましたが、4 回目接種の場合は、接種券の配布方法が自治体によって異なります。お住まいの市町村からのお知らせをよくご確認ください。

※ 一部の自治体においては、今後、コロナワクチンナビでも 4 回目接種用の接種券の発行申請が可能になる予定です。

接種時には、1～3 回目接種と同様、下記の書類等を忘れずにお持ちください。

接種券等一式

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）

◆ 接種を受ける際の費用

全額公費で接種を行うため、無料で接種できます。

◆ 接種を受ける際の同意

新型コロナワクチンの接種は、国民の皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行った上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や周りの方などへの接種の強制や、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

◆ 接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

（注） 上記「接種が受けられる時期」、「接種回数と接種の間隔」等に関する情報は厚生労働省ホームページから引用しています。

新型コロナウイルスワクチン接種の目的、接種に向けた国や自治体の準備状況等については、首相官邸ホームページもご参照ください。

首相官邸 HP : <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>

2 感染が疑われる場合

- ◆ 沖縄県新型コロナウイルス感染症コールセンターでは、一般の方からの「電話相談」と「検査を受けられる医療機関の紹介」を行います。保健所から濃厚接触者と特定されていない一般の方は、沖縄県コールセンターにご相談ください。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県新型コロナウイルス感染症コールセンター	098-866-2129	24時間
※電話での相談が難しい場合はFAXをご利用ください(沖縄県感染症対策課)。	FAX:098-901-8000	9:00~17:00(平日)

[相談・受診の目安] (厚生労働省 HP 参照)

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※高齢者のほか、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、

強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)

厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

3 陽性となった場合

- ◆ 沖縄県では、自ら実施した新型コロナ抗原定性検査キットの結果で陽性となった方や、医療機関での受診・民間の検査機関の利用により新型コロナウイルス感染症と診断された方で、発生届対象外の方でも生活支援等の行政サービスを受けられる体制を整備しました。

【設置期間】 9月26日(月)～ 当面の間

沖縄県 陽性者登録センター

HP:https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/kougenn_touroku.html

○ 医療用・一般用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ

1. 対象者 下記(1)～(4)の条件を全て満たしている方が対象となります。

(1) 県内に居住している方

(2) 医療用・一般用抗原検査キットで陽性となった方

(3) 療養期間を過ぎていない方

(4) スマートフォン・タブレット PC等のネット環境があり、電子申請が可能な方

2. 申請の流れ

1. 電子申請サービスにて、①基本情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)、②写真(身分証明書・陽性判定ラインの出たキット)等の必要項目の入力、添付を行い申請してください。

2. 申請後、登録したメールアドレスに整理番号の載ったメールが届きます。もし届いていない場合は、うまく申請できていない可能性があるため、「沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センター」にお問い合わせください。

【お問合せ受付時間】 9:00～17:00(土日・祝祭日含む)

【電話番号】 098-894-82191 ※音声ガイダンスに従い「2」を押してください。

※この時点ではまだ登録されていません。

3. センター事務局にて申請内容の確認を行い、医師への診断へつなげます。
※65歳以上・妊娠している方等については必ず申請内容の確認・医師問診のお電話があります。
※12時以降に申請された場合、次の日の対応となります。
4. 医師により新型コロナウイルス感染症と診断された方には、センター事務局より陽性登録の完了通知メールを送ります。このメールをもって、陽性登録となります。
※再送はできないため、削除しないようお願いいたします。

3. ご利用時の留意点

- ・研究用キットの検査結果では登録できません。
 - ・有効期限切れのキットでは登録できません。
 - ・療養期間を過ぎてからの登録はできません。
 - ・申請完了後、発症日の変更はできません。
- ※申請の際は入力内容に不備がないか十分注意してください。

4. 登録後の対応について

陽性登録後、発症届対象外の方につきましては、保健所や健康管理センターからの連絡はありません。生活支援等の行政サービスを受けたい方は、登録後に送られる通知メールをご確認ください。

○ 医療機関・検査機関で新型コロナウイルス感染症と診断を受けた方へ

1. 対象者

下記（1）～（4）の条件全てを満たしている方が対象となります。

- （1）県内に居住している方
- （2）医療機関・検査機関で検査を行い新型コロナウイルス感染症と診断を受けた方
- （3）発症届対象外の方
- （4）原則、スマートフォン・タブレット PC 等のネット環境があり、電子申請が可能な方

2. 申請の流れ

1. 電子申請サービスにて、①基本情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス等）、②写真（身分証明書・医療機関、検査機関で陽性と診断された）等の必要項目の入力、添付を行い申請してください。
2. 申請後、登録したメールアドレスに整理番号の載ったメールが届きます。もし届いていない場合は、うまく申請ができていない可能性があるため、再度申請をしてください。

3. センター事務局にて申請内容の確認を行い不備がある場合、確認のお電話をすることがあります。また、必要に応じて医療機関・検査機関の問い合わせをさせていただきます。

※12時以降に申請された場合、次の日の対応となります。

※センターより、修正依頼があった際には速やかに修正をお願いいたします。

4. センター事務局より登録完了の通知メールを送ります。

3. ご利用時の留意点

申請には下記書類の写真が必要となります。捨てないように大切に保管してください。

- ・医療機関から発行される案内書
- ・検査機関から発行される案内書又は診断結果の通知メール

4. 登録後の対応について

生活支援等の行政サービスを受けたい方は、登録後に送られる登録通知メールをご確認ください。

4 一般的な相談窓口

◆ 新型コロナウイルス感染症の発生状況、相談窓口等

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省コールセンター（電話相談）	0120-565-653	9:00～21:00 （土日祝も対応）
沖縄県新型コロナウイルス感染症コールセンター （再掲。検査・受診・後遺症その他等に関すること）	098-866-2129	24時間
沖縄県保健医療部 感染症総務課 （対処方針等に関すること）	098-866-2014	9:00～17:00（平日）

5 ワクチン接種に便乗した悪質商法に注意！

- ◆ 新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法には注意が必要です。国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについて相談を受け付けます。

相談窓口	電話番号	受付時間
国民生活センター 新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン	0120-797-188 又は 188	10:00～16:00 (土日祝日も対応)

6 感染症対策に関する情報等

- ◆ 風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いいたします。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。※予防対策の詳細は、厚生労働省 HP（前掲）をご覧ください。

- ◆ **新型コロナウイルス感染症に備えて（首相官邸 HP）**

政府の取組に関する新着情報、一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策に関する情報など

URL
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

- ◆ **新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房 HP）**

各種支援の案内、困りごとに対する支援策が探せる支援情報ナビ、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧等の情報など

URL
https://corona.go.jp/

- ◆ **新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）**

接触確認アプリの最終アップデート版「3.0.0」を11月17日より順次配布しています。

（自動アップデートを設定いただいている方へ）

・最終アップデート版の配布は、対象を徐々に拡大し、およそ1週間程度以内を目途に、全ユーザの皆様への配布が完了する見込です。11月17日以降最終アップデート版が表示されていない場合は、恐れ入りますが反映まで今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

(自動アップデートを設定されていない方へ)

古いバージョンのアプリをご利用の方は、App Store または Google Play から「接触確認アプリ」を検索いただき、アップデートをお願いします。

iOS 端末をご利用の方

・ iOS 版の COCOA は「2.0.0」より、iOS13.7 以上の対応となります。お使いの iOS のバージョンを 13.7 以上にアップデートしてご利用ください。

相談窓口

厚生労働省接触確認アプリサポートデスク メール:appsupport@cov19.mhlw.go.jp

◆ 「沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート」を活用したサービス「RICCA (リッカ)」

沖縄県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組として、LINE 公式アカウント「沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート」の新たな機能である「RICCA (リッカ)」の運用を開始しました。

施設やイベント会場などに掲示された QR コードを利用者が LINE アプリで読み取ることで、利用した施設 等の場所・日時が登録されます。

後日、施設等を利用された方に新型コロナウイルスの感染が判明した際に、必要に応じて、同じ日、同じ時間帯に同じ施設等を利用された方に、県から感染拡大防止に向けたお知らせをお送りします。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県 RICCAコールセンター	098-987-6613	10:00~17:00(平日)

※ RICCAの初回登録は、QRコードリーダーで読み取りしてください。



(RICCAお友達登録はこちら)

7 生活福祉資金の貸付

◆ 特例貸付の申請受付期間は令和4年9月末で終了しました。

【緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付は、令和4年9月末で申請受付を終了しました。】

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター	0120-46-1999	9:00～17:00(平日)

8 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

◆ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

(1) 支給対象者（以下の①～③のいずれかに該当する方）

① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方※1

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象

② 公的年金等※2を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者※3

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、全部または一部停止されたと推測される方も対象

③ 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省コールセンター	0120-400-903 0120-300-466 (FAX)	9:00～18:00 (平日)

◆ ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

(1) 支給対象者（以下の①及び②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。））

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方
あって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
 - ② ①のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する方
 - ・令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である方
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方
- ※ 令和4年4月以降令和5年2月までに生まれる新生児も対象となります。

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省コールセンター	0120-400-903 0120-300-466 (FAX)	9:00~18:00 (平日)

9 生活困窮者への支援

- ◆ 生活困窮者自立相談窓口では、休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない人に家賃を支給する「住居確保給付金」に関する相談など、生活困窮者の相談を幅広く受け付けています。

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により家計や仕事、住まい等について、困りごとや不安を抱えている方は、お住まいの市町村を管轄する自立相談支援機関にご相談ください。

- ◆ 住居確保給付金

一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額（※生活保護制度の住宅扶助額）を上限に実際の家賃額を原則3か月間支給します。【3か月間の再支給の申請期間が、令和5年3月末まで延長】

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 住居確保給付金相談コールセンター	0120-23-5572	9:00~17:00(平日)

(沖縄県内の相談窓口)

自治体	相談窓口【事業実施者】		住所	電話番号
沖縄県 (町村管轄)	沖縄県就職・生活支援パ	北部 (管轄:国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江	名護市大中3-9-1 官公労2F	0980-43-0240

	ーソナルサポ ートセンター 【公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会】	村、伊平屋村、伊是名村)		
		中部 (管轄:恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村)	沖縄市美原1-11-3	098-923-0881
		南部支所 (管轄:西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町)	那覇市泉崎1-20-1カフーナ旭橋A街区6階(グッジョブセンターおきなわ内)	098-917-5407
		南部 (管轄:南部支所と同じ)	南風原町字与那覇115-1 カマドハウス1F	098-851-7105
	久米島町就職・生活支援パーソナルサポートセンター 【公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会】		久米島町字儀間5	098-851-8335
那覇市	那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター 【公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会】	那覇市泉崎1-20-1カフーナ旭橋A街区6階(グッジョブセンターおきなわ内)		098-917-5348
宜野湾市	生活福祉課生活支援係【市直営】	宜野湾市野嵩1-1-1 宜野湾市役所内		098-893-4480
石垣市	福祉総務課【市直営】	石垣市美崎町14 石垣市役所内		0980-87-6025
浦添市	自立サポートセンター てだこ未来 【市社会福祉協議会】	浦添市安波茶1-1-1 浦添市役所内		098-875-5065
名護市	くらしと仕事の応援センター さぼんちゅ 【市直営+市社会福祉協議会】	名護市港1-1-1 名護市役所内		0980-53-1212 (内線244)
糸満市	糸満市くらしのサポートセンター きづき 【市社会福祉協議会】	糸満市潮崎町1-1 糸満市役所内		098-840-8182
沖縄市	沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター 【公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会】	沖縄市仲宗根町35-3		098-923-3624
豊見城市	豊見城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター【市社会福祉協議会】	豊見城市宜保1-1-1 豊見城市役所内		098-850-1067
うるま市	うるま市就職・生活支援パーソナル・サポートセンター【合同会社クレッシェレ】	うるま市みどり町1-1-1 うるま市役所内		098-989-3972
宮古島市	福祉政策課地域福祉係【市直営】	宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市役所内		0980-73-1981
南城市	南城市就職・生活支援パーソナル・サポートセンター【市直営】	南城市佐敷字新里1870 南城市役所内		098-917-5334

◆ **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金**
申請期間は令和4年12月末日で終了となりました。

相談窓口	電話番号	受付時間
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター	0120-46-8030	9:00～17:00(平日)

10 労働者への支援

◆ 特別労働相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響に係る労働条件や退職、解雇等に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄労働局 雇用環境・均等室	098-868-6060	8:30～17:15(平日)
宮古労働基準監督署(総合労働相談コーナー)	0980-72-2303	9:30～17:00(平日)
宮古公共職業安定所(職業紹介部門)	0980-72-3329	8:30～17:15(平日)
八重山労働基準監督署(総合労働相談コーナー)	0980-82-2344	9:30～17:00(平日)
八重山公共職業安定所(職業紹介部門)	0980-82-2327	8:30～17:15(平日)

◆ 非正規労働者の相談窓口

「休業手当が非正規社員には支給されない」など、休業手当や労働条件の不利益な取扱いを受けた非正規労働者からの相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄労働局 雇用環境・均等室	098-868-4380	8:30～17:15(平日)

◆ 新卒者内定取消等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新卒者の内定取消しや入職時期の繰り下げに関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
那覇新卒応援ハローワーク(ハローワーク那覇)	098-866-8609(代表)	8:30～17:15(平日)

◆ 労働者及び使用者からの労働問題全般に関する相談に対する助言

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県女性就業・労働相談センター	0120-610-223	9:00～17:00(平日)

◆ 傷病手当金の支給に関すること

被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み、

事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金が支給（※）されます。

※ 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかった場合、4日目以降の日に対して支給

また、市町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者（給与の支払いを受けている方。注：個人事業者は対象外）に傷病手当金を支給する場合があります。詳細については、お住まいの市町村にお問合せください。

【那覇市自営業者傷病手当金】

那覇市では、国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染し、療養をした自営業の方に傷病手当金を支給します。

<対象者>

次の全てに該当する方（非該当が一つでもある方は対象外となります。）

- ① 事業所得により生計を維持している方（自営業・フリーランス・委託契約などの方）
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染した、那覇市国民健康保険の被保険者の方
- ③ 令和4年4月1日から12月31日までの間に4日以上療養した方
- ④ 他の傷病手当金を受給していない方
- ⑤ 官公庁が実施する他制度における休業補償を受給していない方

<受付期間>

令和5年1月4日から令和5年2月28日（必着）まで

<支給額>

一日あたり4,600円

<支給対象期間>

感染した日から起算して3日（待期期間）を経過した日から療養した期間、期間の上限は感染した日から10日

相談窓口	電話番号	受付時間
全国健康保険協会沖縄支部	098-951-2211(代表)	8:30~17:15(平日)
市町村国民健康保険担当課	—	—
那覇市国民健康保険課	098-862-4262	8:30~17:15(平日)

11 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<令和5年3月31日まで対象期間(休業した期間)を延長>

※ 給付率は、令和4年12月以降80%⇒60%に引き下げ

★ 令和5年3月末で終了予定

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主から休業させられた労働者で、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取ることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

注1：新型コロナの感染者は対象外。感染者は、傷病手当金の対象

2：業務によって感染した場合、労災保険給付の対象（問合せ：沖縄労働局・労基署へ）

<申請期限> （申請開始日は、休業した期間の翌月初日）

休業した期間が、

- i) 令和4年10月～11月の場合 : 令和5年2月28日(火)
- ii) 令和4年12月～5年1月の場合 : 令和5年3月31日(金)
- iii) 令和5年2月～3月の場合 : 令和5年5月31日(水)

※ 大企業の労働者については、労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）が対象

相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金コールセンター	0120-221-276	8:30～20:00(平日) 8:30～17:15(土日祝)

12 事業者への融資、経営支援等

- ◆ 中小企業・小規模事業者等を対象とした売上げの回復、販路開拓等に向けた助言・指導、事業計画の策定支援など経営全般に関する各種相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県商工会連合会	098-859-6150	8:30～17:15(平日)
那覇商工会議所(中小企業相談部) <電話・オンラインでの相談中心>	098-868-3759 (完全予約制)	9:00～17:00(平日)
浦添商工会議所	098-877-4606	8:30～17:15(平日)
沖縄商工会議所	098-938-8022	8:30～17:00(平日)
宮古島商工会議所	0980-72-2779	9:00～17:30(平日)
沖縄県中小企業団体中央会	098-860-2525	8:30～17:00(平日)
沖縄県中小企業支援センター (沖縄県産業振興公社)	098-859-6237	8:30～17:15(平日)
沖縄県よろず支援拠点 (電話、メール、オンライン等、対面相談は2名程度)	098-851-8460	9:00～19:00(平日) 9:00～17:00(土)

(独)中小企業基盤整備機構沖縄事務所	098-859-7566	9:00~17:45(平日)
商工中金那覇支店	098-866-0196	9:00~15:00(平日)
沖縄県信用保証協会 経営支援課	098-863-5310	9:00~17:15(平日)
沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課	098-866-1755	9:00~17:00(平日)

◆ 中小企業・小規模事業者、フリーランス等を対象とした融資・返済、
運転資金等の相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄振興開発金融公庫 本店(中部、北部、宮古、八重山の各支店でも実施) ①中小企業・小規模事業者 ②生活衛生(旅館、飲食店等) ③返済に関する相談	① 0120-981-827 又は 098-941-1785(平日) ② 0120-981-827 又は 098-941-1830(平日) ③ 0120-964-594 又は 098-941-1815(平日)	9:00~17:00(平日)
沖縄県信用保証協会 本所 (中部、北部、宮古、八重山の各連絡所・分室でも実施)	098-863-5300	9:00~17:15(平日)

◆ 沖縄県の融資支援等

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、県内において3か月以上継続して同一事業を営むもののうち、①金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む方、②沖縄県中小企業再生支援協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援機関の支援を受けて事業再生を目指す方を対象に金融支援を行っています。

(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものが対象)

(1) 新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金

融資限度額：1企業、1組合当たり6,000万円以内

融資期間：運転資金、設備資金ともに10年(据置5年)以内

(2) 中小企業再生支援資金(新型コロナウイルス感染症対応貸付)

融資限度額：1企業、1組合当たり8,000万円以内

融資期間：運転資金、設備資金ともに15年(据置5年)以内

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県商工労働部 中小企業支援課金融班	098-866-2343	8:30~17:15(平日)

◆ 金融機関との取引に関すること

金融庁では、新型コロナウイルス感染症に関し、金融機関のどの窓口問合せをすれば良いのかということのご照会、あるいは、金融機関とのお取引に関するご相談等を受け付けています。

相談窓口	電話番号	受付時間
金融庁 新型コロナウイルスに関する相談ダイヤル	0120-156811 (IP電話の場合:03-5251-6813)	10:00～17:00(平日)
沖縄総合事務局財務部 金融監督課	098-866-0095	9:00～12:00、13:00～17:00(平日)

13 助成金に関する相談

◆ 雇用調整助成金の特例措置

＜令和 4 年 12 月以降、通常制度（注 1）。ただし、業況が厳しい事業主については一定の経過措置（注 2）＞

注 1：コロナ特例を利用したことがない事業者が、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、新たに新型コロナを理由として雇用調整助成金を活用する場合は支給要件を一部緩和（計画届の提出不要、残業相殺は行わない等）

注 2：経過措置の対象；令和 2 年 1 月 24 日から令和 4 年 11 月 30 日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して休業手当などの一部を助成します。

※ 助成に当たっては、売上高等が前年同月比 10%以上減少（判定基礎期間の初日が令和 4 年 9 月までの休業については、5%以上減少）している、労使間協定に基づき休業手当を支払っている等の条件があります。

※ 助成率及び助成額上限については、事業規模、労働者の解雇の有無、売り上げ等が著しく減少している場合、緊急事態措置の対象区域等で知事の要請により時短営業に協力している場合等により異なります。

※ 学生アルバイト、パート労働者（※週の所定労働時間が 20 時間未満の労働者）も対象（「緊急雇用安定助成金」として支給。⇒緊急雇用安定助成金は、令和 5 年 3 月 31 日で終了予定）

相談窓口	電話番号	受付時間
雇用調整助成金・産業雇用安定助成金コールセンター	0120-603-999	9:00～21:00 (土日祝含む)

沖縄労働局 職業対策課(相談・受付窓口) (各ハローワークでも実施)	098-868-4013	8:30~17:15(平日)
---------------------------------------	--------------	----------------

◆ 沖縄県雇用継続助成金（雇用調整助成金等の上乗せ助成）

＜助成対象を令和4年11月休業分（判定基礎期間の初日が、令和4年11月30日までの休業）で終了＞

県では、新型コロナウイルス感染症に対する対策、雇用の維持、県内企業の負担軽減を目的として、国の「雇用調整助成金」又は「緊急安定助成金」の支給を受けた事業主に対する上乗せ助成を実施しております。

※ 下記については、助成対象外となります。

- ・国の雇用調整助成金等の助成率が10/10の場合
- ・労働者の教育訓練・出向により雇用調整助成金等を受給している分
- ・沖縄県外の労働局にて雇用調整助成金等を受給している場合

申請期限：国の「雇用調整助成金」等の支給決定通知書の日付から2カ月以内（消印有効）

※ 最終申請期限：令和5年2月28日(火)必着（郵送、持参）

提出場所：グッジョブ相談ステーション 必着（郵送、持参ともに）

（住所：〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階）

相談窓口	電話番号	受付時間
グッジョブ相談ステーション(申請窓口)	098-941-2044	9:00~17:00(平日)
沖縄県商工労働部 雇用政策課	098-866-2324	8:30~17:15(平日)

◆ 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成金

【小学校休業等対応助成金・支援金】

※令和5年3月31日までの休暇取得分をもって制度を終了予定

＜休暇取得日の対象期間を令和5年3月31日まで延長＞

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや、新型コロナウイルスに感染した（又は感染したおそれのある）子ども等で小学校等を休むことが必要な子どもの世話をを行うことが必要となった保護者について、①有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主、②委託を受けて個人で仕事をする者に対し、助成金又は支援金を支給します。

＜支給額＞

[小学校休業等対応助成金]（対象：事業者）

- 休暇中に支払った賃金相当額×10/10を助成

※日額上限は、休暇取得時期、緊急事態等宣言地域等により異なる。

[小学校休業等対応支援金]（対象：委託を受けて個人で仕事をする者）

- 支援額は、休んだ時期、緊急事態等宣言地域等により異なる。

<申請期限>

[休暇取得日]

[申請期限]

令和4年10月1日～同年11月30日： 令和5年1月31日（火）必着

令和4年12月1日～5年3月31日： 令和5年5月31日（水）必着

<申請先（郵送）>

○助成金：沖縄労働局雇用環境・均等室（〒900-0006 那覇市おもろまち
2丁目1番1号那覇第2地方合同庁舎(1号館)3F)

○支援金：〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・
支援金受付センター

相談窓口	電話番号	受付時間
小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター	0120-876-187	9:00～21:00(土日・祝日含む)
助成金の特別相談窓口(沖縄労働局)	098-868-4380	平日 8:30～17:15

◆ 妊娠中の女性労働者の母性健康管理措置に係る助成金

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金<令和4年度>

対 象：①～④の条件を満たす事業主

① 新型コロナウイルス感染症の母性健康管理措置として、医師等の指導により、妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（※）を整備

（※ 年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるもの）

② 当該有給休暇制度を①の母性健康管理措置とあわせて周知

③ 令和3年4月1日～5年3月31日に、当該休暇を合計5日以上取得させた

④ この助成金の申請までに、対象となる事業場において令和2年度の「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」を受給していない。また、令和3年度に新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金を受給していない。

助成内容：1事業場につき1回限り15万円

申請期間：対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで

(2) 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）<令和4年度>

対 象：①～③の条件を満たす事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の母性健康管理措置として、医師等の指導により、妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（※）を整備
（※ 年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるもの）
- ② 当該有給休暇制度を①の母性健康管理措置とあわせて周知
- ③ 令和2年5月7日～5年3月31日に、当該休暇を合計20日以上取得させた

助成内容：対象労働者1人当たり28.5万円 ※1事業所あたり5人まで

申請期間：対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで ※事業所単位ごとの申請

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄労働局 雇用環境・均等室	098-868-4403	8:30～17:15(平日)

◆ おきなわ物価高対策支援金

＜申請期間を2023年1月31日まで延長＞

新型コロナウイルス感染症による経済的影響に加え、原油価格・物価高騰によって多くの事業者が影響を受けている中、事業継続を支援するため、中堅企業、中小企業その他の法人及び個人事業者に対して支援金を支給します。

○ 対 象（次のすべての要件を満たす事業者）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2022年4月～6月において、原油高や物価高による影響を受け、燃料費、電気・ガス料金、原材料費に係る経費が増加した事業者
- ③ 沖縄県内に本社・本店を有する中小企業等または県内在住の個人事業者
- ④ 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする類似の支援金等を受給していない事業者 など

○ 支援要件

ア 一律支援型（①～③の全ての要件を満たすこと）

① 売上減少要件

国の「事業復活支援金」を受給している者

② 営業利益減少要件

2022年4月から6月のいずれかの月と前年同月を比較し、営業利益が法人4%以上、個人2%以上減少している者

③ 費用実績額上昇要件

2022年4月から6月の燃料費、ガス・電気料金、原材料費の合計額が前年同月比で法人10万円以上、個人5万円以上増加している者

イ 影響額審査型（(1)及び(2)の要件を満たすこと）

(1) 売上減少要件

次のいずれかを満たすこと。

- ① 国の「事業復活支援金」を受給している者、又は
- ② 2022年4月から6月までの期間において、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、単月の売上金額が過去3年間の任意の同月比で30%以上減少している者。

(2) コスト上昇要件

原油・物価高の影響により、2022年4月から6月の期間において、支援対象経費の単価が前年同月比で増加し、同期間の単価増による影響額の合計が、中小法人等にあつては20万円以上、個人事業者にあつては10万円以上増加した

○ 支援額

- ① 一律支援型 法人：10万円(定額)／個人事業者：5万円(定額)
- ② 影響額審査型 影響に応じ、法人：最大50万円／個人事業者：最大25万円

※『一律支援型』『影響額審査型』の重複申請はできません。

※支給対象となる経費：燃料費、電気・ガス料金、原材料費

※支給は、1事業者につき1回限り（店舗ごとの支給ではありません。）

- 申請受付期間：2022年11月16日(水)～2023年1月31日(火)
(HPから電子申請)

相談窓口	電話番号	受付時間
おきなわ物価高対策支援金相談窓口(コールセンター)	098-901-2151	9:00～17:00(平日)

14 業種別の相談窓口

◆ 農林漁業者の資金繰りや農業保険（収入保険・農業共済）の相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間
<資金繰り> 沖縄振興開発金融公庫 本店(中部、北部、宮古、八重山の各支店でも実施) ①農林漁業資金の融資 ②返済に関する相談	① 0120-956-318 又は 098-941-1840(平日) ② 0120-964-594 又は 098-941-1815(平日)	9:00～17:00(平日)
<農業保険の相談窓口>	098-833-8188	8:30～17:15(平日)

◆ **農林水産業・食品事業者向け相談窓口**

農林水産省では、農林漁業者、食品関連事業者向けに、新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインや各種支援策をとりまとめています。

相談窓口	電話番号	受付時間
農林水産省大臣官房 地方課 災害総合対策室	03-3502-8111(代表)	9:00～17:00(平日)
沖縄総合事務局農林水産部 農政課	098-866-1627	9:00～17:00(平日)

◆ **ホテルや旅館などの宿泊事業者、旅行業者等からの相談、要望対応、活用可能な支援策の紹介等**

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局運輸部 企画室	098-866-1812	8:30～17:15(平日)

◆ **バスやタクシー、貨物運送事業者からの相談、要望対応、活用可能な支援策の紹介等**

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局運輸部 陸上交通課	098-866-1836	8:30～17:15(平日)

◆ **港湾運送事業者、船舶運航事業者からの相談や要望対応、活用可能な支援策の紹介等**

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局運輸部 総務運航課	098-866-1836	8:30～17:15(平日)

◆ **文化芸術関係者に関する各種支援の情報（文化庁ホームページ）**

URL
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html#info00 文化庁(担当参事官・担当課)への連絡:文部科学省(代表) 03-5253-4111

15 業種別の感染拡大予防ガイドライン

◆ 内閣官房のホームページでは、各業界団体が作成した 23 業種（①劇場・映画館等、②集会場等、③展示場等、④体育館・運動施設、⑤博物館等、⑥遊興施設、⑦自動車教習所等、⑧医療サービスなど）の感染拡大予防ガイドライン一覧（業種別ガイドライン）を掲載しています。

URL
https://corona.go.jp/guideline/ 問合せ先:内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 03-5253-2111(代表)

- ◆ 沖縄県では、イベント等での集団感染発生時における感染拡大を抑制するため、令和3年11月25日以降のイベントの開催について、同年11月19日付けの国の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」や「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等を基に、イベント開催時の必要な感染防止策等を公表しています。

URL
https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html 問い合わせ先:沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部 098-866-2014

16 雇用関係に関する相談

◆ 特別労働相談窓口（再掲）

新型コロナウイルス感染症の影響による賃金の支払いや解雇、休業手当等
労務管理に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄労働局 雇用環境・均等室	098-868-6060	8:30～17:15(平日)
宮古労働基準監督署(総合労働相談コーナー)	0980-72-2303	9:30～17:00(平日)
宮古公共職業安定所(職業紹介部門)	0980-72-3329	8:30～17:15(平日)
八重山労働基準監督署(総合労働相談コーナー)	0980-82-2344	9:30～17:00(平日)
八重山公共職業安定所(職業紹介部門)	0980-82-2327	8:30～17:15(平日)

◆ 労働者及び使用者からの労働問題全般に関する相談に対する助言（再掲）

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県女性就業・労働相談センター	0120-610-223	9:00～17:00(平日)

17 労働保険料の納付猶予

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料等を一時に納付

することが困難となった場合、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。納付の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中に分割して納付することができます。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

< 猶予の要件 >

- ① 次のいずれかに該当する事実があること
 - ・ 財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
 - ・ 事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ・ 事業を廃止し、又は休業したこと
 - ・ その事業につき著しい損失を受けたこと

※ 「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を超える損失（赤字）を生じた場合をいいます。
 - ② ①の該当事実により、納付すべき労働保険料等を一時に納付することができないと認められること
 - ③ 申請書が提出されていること
- ※ 原則として、担保の提供は不要（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

< 猶予の期間 >

1年の範囲内（やむを得ない理由がある場合は、申請により、最長2年以内の範囲で延長が認められる。）

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄労働局 労働保険徴収室	098-868-4038	8:30~17:15(平日)

18 事業者間の取引

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に対応する事業者又は事業者団体の取組についての独占禁止法及び下請法の考え方に関すること

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局総務部 公正取引室	098-866-0049	8:30~17:15(平日)

- ◆ 中小企業・小規模事業者が抱える取引上のトラブルに関すること

相談窓口	電話番号	受付時間
下請け駆け込み寺(中小企業庁委託) (最寄りの「下請かけこみ寺」に転送)	0120-418-618	9:00~12:00、13:00 ~17:00(平日)

19 国税の納付が困難な場合

- ◆ 個別の事情がある場合は、納税の猶予が認められることがあります。
猶予が認められると、

- ① 原則として1年間納税が猶予（状況に応じて更に1年間の猶予）
- ② 猶予期間中の延滞税の軽減（年8.7%→0.9%〈令和5年中〉）又は免除
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予

<個別の事情の具体例>

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合、それらの再調達価額等に相当する金額
- ② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- ③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- ④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

相談窓口	電話番号	受付時間
那覇税務署 （管轄：那覇市の一部、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町）	098-867-3101	8:30～17:15 （平日）
北那覇税務署 （管轄：那覇市の一部、浦添市、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村）	098-877-1324	
沖縄税務署 （管轄：宜野湾市、沖縄市、うるま市、中城村、北中城村、嘉手納町、北谷町、読谷村）	098-938-0031	
名護税務署 （管轄：名護市、国頭郡、伊平屋村、伊是名村）	0980-52-2920	
石垣税務署 （管轄：石垣市、八重山郡）	0980-82-3074	
宮古島税務署 （管轄：宮古島市、宮古郡）	0980-72-4874	

20 県税の納付が困難な場合

◆ 県の税金を一時に納付することができない個別の事情がある場合は、原則1年以内に限り、納付の猶予が認められることがあります。

＜個別事情の具体例＞

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
- ③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合
- ④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

相談窓口(自動車税種別割・環境性能割の賦課事務を除く。)	電話番号	受付時間
那覇県税事務所 (管轄:那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町)	098-867-1387	8:30~17:15 (平日)
コザ県税事務所 (管轄:宜野湾市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村)	098-894-6503	
名護県税事務所 (管轄:名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村)	0980-52-5138	
八重山事務所県税課 (管轄:石垣市、竹富町、与那国町)	0980-82-3045	
宮古事務所県税課 (管轄:宮古島市、多良間村)	0980-72-2553	

相談窓口(自動車税種別割・環境性能割)	電話番号	受付時間
那覇県税事務所 自動車税班 (自動車税種別割:新規登録を除く。) (管轄:那覇市、糸満市、豊見城市、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村)	098-867-1377	8:30~17:15 (平日)
コザ県税事務所 自動車税班 (自動車税種別割:新規登録を除く。) (管轄:うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北中城村、中城村)	098-894-6502	
名護県税事務所 納税班 (自動車税種別割:新規登録を除く。) (管轄:伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、宜野座村、金武町、国頭村、今帰仁村、名護市、東村、本部町)	0980-52-5138	
自動車税事務所 納税班 (自動車税種別割・環境性能割) (管轄(種別割):浦添市、宜野湾市、北谷町) (管轄(環境性能割、新規登録に係る種別割):本島一円及び本島の各離島)	098-879-1621	

八重山事務所県税課（自動車税種別割・環境性能割） （管轄：石垣市、竹富町、与那国町）	0980-82-3045	
宮古事務所県税課（自動車税種別割・環境性能割） （管轄：宮古島市、多良間村）	0980-72-2553	

(注) 1 自動車税（種別割）：毎年課税（従来の自動車税）

2 自動車税（環境性能割）：自動車購入時に課税（従来の自動車取得税の廃止に伴い導入）

21 国民年金、厚生年金保険の納付等

【国民年金被保険者】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合、免除・猶予及び学生納付特例の申請をすることができます。

○ 対象：次の①及び②をいずれも満たす方

- ① 令和2年2月以降に、新型コロナの影響により収入が減少
- ② 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが国民年金保険料の免除等に該当する水準になると見込まれること

※ 免除・納付猶予の承認基準（令和3年度の所得の基準）

（例）全額免除・納付猶予の場合（扶養親族等の数+1）×35万円+32万円

夫婦二人のみの世帯の例：2人×35万円+32万円=102万円

○ 対象期間：令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象

- ・ 免除猶予：令和4年度分（令和4年7月～5年6月分）
- ・ 学生納付特例：令和4年度分（令和4年4月～5年3月分）

○ 受付開始日

- ・ 一般納付の申請（令和4年度分）：令和4年7月1日
- ・ 学制納付の申請（令和4年度分）：令和4年4月1日

【事業者】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な場合、申請により、猶予制度を受けられることがあります。

相談窓口	電話番号	受付時間
日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル(国民年金加入者向け)	0570-003-004 (050で始まる電話でかける場合: 03-6630-2525)	月～金 8:30～19:00 第2土 9:30～16:00
日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤ	0570-007-123	

ル(事業所、厚生年金加入者向け)	(050で始まる電話で かける場合: 03-6837-2913)	
来訪相談の予約専用受付電話	0570-05-4890 (050で始まる電話で かける場合: 03-6631-7521)	8:30~17:15(平日)
那覇年金事務所 (管轄:那覇市※、糸満市、豊見城市、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村) ※厚生年金保険等については那覇市の一部(首里地区等の浦添年金事務所管内の地域を除く。)	098-855-1111	8:30~17:15 (平日) 【週初の開所日】 8:30~19:00 【第2土曜】 9:30~16:00
浦添年金事務所 (管轄:浦添市、南城市、西原町、与那原町、久米島町) ※厚生年金保険等については那覇市の一部(首里地区、曙町、安謝、天久等)	098-877-0343	
コザ年金事務所 (管轄:沖縄市、宜野湾市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村)	098-933-2267	
名護年金事務所 (管轄:名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊平屋村、伊是名村)	0980-52-2522	
石垣年金事務所 (管轄:石垣市、竹富町、与那国町)	0980-82-9211	
平良年金事務所 (管轄:宮古島市、多良間村)	0980-72-3650	

22 国民健康保険税(料)等の納付

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料の減免や猶予が認められる場合があります(要件は市町村により異なります)。

詳しくは、お住まいの市町村の国民健康保険担当課(国民健康保険組合に加入している方は、その組合)、後期高齢者医療制度担当課、介護保険担当課にご相談ください。

<国が示す減免基準> ※介護保険については、2-(2)を除く。

以下の1又は2のいずれかに該当する世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯（の方）
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれ、以下の(1)～(3)の全てに該当する世帯（の方）
 - (1) 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上
 - (2) 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下
 - (3) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

23 運転免許証の更新

◆ 免許証の更新期限が過ぎてしまった方

新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許証の更新期限までに更新手続きができず、免許を失効させてしまった場合には、当該事情が止んだ日から 1 か月以内に申請すれば、学科・技能試験が免除され適性試験に合格すれば講習を受講した後、運転免許証が発行されます（失効後 3 年以内に限ります。）。※ 講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続きが必要

問合せ窓口等	電話番号等	受付時間
沖縄県警察本部 交通部 運転免許課	098-851-1000	8:30～11:30、13:00～16:30(平日) 8:00～11:30、13:00～16:30(日曜)

24 NHKの放送受信料

◆ NHKでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた方の受信料の支払いに関する相談窓口を開設しています。

期日までに受信料の支払いが難しい場合や、口座振替等ではなく払込用紙でのお支払いを希望される場合などは、下記窓口までご相談ください。

相談窓口	電話番号	受付時間
NHK沖縄放送局(営業担当)	098-862-5151	10:00～17:00(平日)

25 電気、ガス、水道料金の支払い

◆ 電気料金の支払の猶予等

沖縄電力では、一時的に電気料金の支払いが困難である方等を対象として、電気料金の支払期日を延長する措置を行っています。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄電力コールセンター	0120-586-391 (IP電話等の場合:098-993-7777)	8:30~17:00(平日)

◆ ガス料金の支払の猶予等

経済産業省は、ガス事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請しております。

お支払いでお困りの場合には、それぞれの契約事業者にお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄総合事務局経済産業部 エネルギー・燃料課	098-866-1759	8:30~17:15(平日)

◆ 水道料金の支払の猶予等

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が困窮している方等への対応として、水道料金の支払の猶予等が行われている場合があります。詳しくは、お住まいの市町村の水道部署、又は沖縄県企業局配水管理課にお問い合わせください。

用途	相談窓口	電話番号	受付時間
一般家庭用水道	各市町村の水道部署	—	—
工業用水道	沖縄県企業局 配水管理課	098-866-2810	8:30~17:15(平日)

26 県内在住外国人の方の新型コロナウイルス感染症に関する相談

◆ 外国人の方向け新型コロナウイルス感染症の発生状況、相談窓口等全般

相談窓口	電話番号	受付時間
新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省コールセンター	0120-565-653	○ 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、 スペイン語 9:00~21:00

		○ タイ語 9:00～18:00 ○ ベトナム語 10:00～19:00 (いずれも土日祝も実施)
--	--	---

◆ 電話医療相談

NPO 法人 AMDA 国際医療情報センターでは、日本語の助けを必要とする在日

- ・ 訪日外国人の方々のために、多言語（9か国語）による医療情報の提供を行っています。

相談窓口	電話番号	受付時間
AMDA 国際医療情報センター	03-6233-9266	<対応時間> 10:00～16:00(平日) 月曜日：英語、韓国語、フィリピン語 火曜日：英語、中国語、タイ語 水曜日：英語、スペイン語、ベトナム語 木曜日：英語、中国語 金曜日：英語、ポルトガル語、ベトナム語

27 県内在住外国人の方の生活相談

◆ 外国人在留支援センターヘルプデスク

外国人在留支援センター（FRESC、フレスク）ヘルプデスクでは、
 あたら 新しいコロナウイルスの影響で、仕事がなくなったなど、生活に困っている
 外国人の相談を電話で聞きます。あなたを助けることができる
 仕組みや、在留（日本にいること）のために必要なことなどを教える
 ことができます。困ったことがあるときは、電話をかけてください。

相談窓口	電話番号	受付時間
出入国在留管理庁 外国人在留支援センター（FRESC）ヘルプデスク	0120-76-2029	9:00～17:00(平日)

◆ 外国人生活支援ポータルサイト

出入国在留管理庁の外国人生活支援ポータルサイトでは、新型コロナウイルス感染症に関する情報や、生活支援に関する情報について、多言語（やさしい日本語、英語、中国語、韓国語等 14か国語）で案内しています。

URL
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

◆ 沖縄県国際交流・人材育成財団の「COVID-19 多言語情報ポータル」では、

沖縄県に住む在住外国人に向けて新型コロナウイルスの情報（ビザのこと、生活のこと、仕事のこと等）を多言語で発信しています。

相談窓口	電話番号	受付時間
(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団	098-942-9215	9:00～16:30(平日)
COVID-19 多言語情報ポータル URL: https://kokusai.oihf.or.jp/covid-19/		

◆ 那覇市の外国人相談窓口

生活の中の困りごと相談（健康、子育て、税金、仕事など）

相談窓口	電話番号	受付時間
那覇市市民生活安全課 英語通訳	098-862-9930	9:00～12:00、13:00～17:00(平日)

28 在留諸申請の取扱い

- ◆ 出入国在留管理庁では、入国手続や在留手続等に関する各種のお問合せに
 応じるために「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置して
 おります。外国語(英語、韓国語、中国語、スペイン語等)でも対応して
 います。

相談窓口	電話番号	受付時間
出入国在留管理庁 外国人在留総合 インフォメーションセンター (対応言語:日本語、英語、中国語、韓国語、 スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリ ピノ語ほか)	0570-013-904 (IP電話、海外の 場合:03-5796-7112)	8:30～17:15(平日)
福岡出入国在留管理局 那覇支局	098-832-4186	9:00～16:00(平日)

29 外国人旅行者の方の相談窓口

- ◆ 日本政府観光局（JNTO）では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保
 のため、365日24時間、多言語（英語、中国語、韓国語）で対応するコー
 ルセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しており、新型コロナウイルス
 関連のお問合せにも対応しています。

相談窓口	電話番号	受付時間
日本政府観光局 Japan Visitor Hotline	050-3816-2787	24時間

- ◆ 沖縄県では、おきなわ多言語コンタクトセンター（Okinawa Multilingual Contact Center）を運営し、外国人観光客への通訳サービス、緊急時のサポート等を行っています。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄多言語コンタクトセンター	0570-077-201(英語)	9:00～17:00 (土日祝も実施)
	0570-077-202(中国語)	
	0570-077-203(韓国語)	
	0570-077-207(タイ語)	

- ◆ 沖縄県では、外国人観光客向けに急な病気・けがの電話相談を開設しています。コールセンターへ電話すると、常駐している看護師等が症状の聞き取り、助言等を行います。

相談窓口	電話番号	受付時間
おきなわ医療通訳サポートコールセンター	0570-050-235	24時間 (対応言語:英語、北京語、広東語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語等17言語)

30 自宅療養者等への生活物資の提供支援等

- ◆ 一部の市町村では、新型コロナウイルス感染症の陽性者となり自宅療養又は待機中の方で、親族等から支援を受ける事が困難な方に対し、生活に必要な日用品等の物資の提供や、買い物の代行等を行っています。

市町村	相談窓口	電話番号	受付時間
那覇市	社会福祉協議会	098-857-7766	9時～16時(平日)
宜野湾市	健康増進課	①080-1002-7920 ②080-1534-6014 ③080-2208-5020	9時～15時(平日)
名護市	健康増進課	0980-43-9006	9時～16時(平日)
糸満市	健康推進課	098-840-8126	8時30分～17時15分(平日)
沖縄市	市民健康課	098-939-1212(内2241)	8時30分～17時(平日) 13時～17時(土日祝)
豊見城市	健康推進課	098-850-0162	8時30分～17時(平日)
うるま市	健康支援課	098-973-3209	9時～16時(平日)
宮古島市	健康増進課	0980-73-1978	9時～16時(平日)
南城市	健康増進課	098-917-5324	8時30分～17時(平日)
国頭村	福祉課	0980-41-2765	9時～16時(平日)
大宜味村	①総務課(食料品) ②社会福祉協議会	①0980-44-3001 ②0980-44-3800	8時30分～17時15分(平日)

	(買い物支援)		
東村	①福祉保健課 ②社会福祉協議会	①0980-43-2202 ②0980-43-2544	9時～16時(平日)
今帰仁村	福祉保健課	0980-56-4189	9時～16時30分(平日)
本部町	福祉課	0980-47-2165	9時～17時(平日)
恩納村	健康保険課	098-966-1217	8時30分～17時15分(平日)
宜野座村	健康福祉課	①098-968-3253 ②098-968-8501	①9時～15時(平日) ②随時
金武町	保健福祉課	098-968-5933	9時～16時(平日)
伊江村	医療保健課	0980-49-5000	9時～17時(平日)
読谷村	福祉課	098-982-9209	9時～17時(平日)
嘉手納町	社会福祉協議会	098-956-1177	8時30分～17時15分(平日)
北谷町	保健衛生課	098-936-4336	9時～16時(平日)
北中城村	福祉課	①098-935-2233	①9時～17時(平日)
中城村	社会福祉協議会	098-895-4081	9時～17時(平日)
西原町	社会福祉協議会	098-945-3651(平日)	9時～12時
与那原町	社会福祉協議会	098-945-3016	8時30分～17時15分(平日)
南風原町	国保年金課	098-889-7381	9時～15時(平日)
渡嘉敷村	民生課	098-987-2322	8時30分～17時15分(平日)
座間味村	住民課	098-896-4045	8時30分～17時15分(平日)
粟国村	民生課	098-988-2017	8時30分～17時15分(平日)
渡名喜村	民生課	098-989-2317	9時～17時(平日)
南大東村	福祉民生課	09802-2-2116	8時30分～17時(平日)
北大東村	福祉衛生課	09802-3-4567	8時15分～17時(平日)
伊平屋村	住民課	0980-46-2142	8時30分～17時15分(平日)
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819	8時30分～17時15分 (土日祝も緊急であれば可)
久米島町	福祉課	098-985-7124	8時30分～17時15分(平日)
八重瀬町	総務課	098-998-2200	9時～17時(平日)
多良間村	住民福祉課	0980-79-2623	9時～17時(平日)
竹富町	健康づくり課	0980-82-7519	9時～17時(平日)
与那国町	長寿福祉課	0980-87-3575	9時～16時(平日)

注 1 支援対象は、「陽性者」「濃厚接触者」「陽性者の家族」のいずれかに限定される場合がありますので、各市町村へお問い合わせください。

注 2 12:00～13:00の間、受付していない場合があります。

31 授業料等の減免、給付型奨学金の支給等

- ◆ 文部科学省では、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう、令和2年4月から実施している高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の免除・減額及び給付型奨学金の支給）について、令和4年度も継続しています。

- ◆ 日本学生支援機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先の業績悪化や出勤停止等に伴う減収、失業、内定取消等が生じ、奨学金の返還が困難となった方に、減額返還、返還期限猶予等を行っています。

相談窓口	電話番号	受付時間
各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口		
日本学生支援機構 奨学金相談センター	0570-666-301(ナビダイヤル) (一部IP電話等の場合:03-6743-6100)	9:00~20:00(平日)
文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 高等教育修学支援室	03-5253-4111(代表)	9:00~17:00(平日)

32 消費者トラブル

- ◆ 消費者トラブルに関すること（市役所を名乗る電話で給付金の申請に必要となるので銀行口座の番号とパスワードを教えるように言われた、マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた等）

相談窓口	電話番号	受付時間
国民生活センター 消費者ホットライン ※近くの消費生活相談窓口に転送(土日祝日は国民生活センターに転送)	188	9:00~12:00、13:00~16:00 (平日、※各地の相談窓口時間による) 10:00~16:00(土日祝)

33 不当な差別、いじめ等

- ◆ 誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等

	相談窓口	電話番号	受付時間
法務省	みんなの人権110番	0570-003-110	8:30~17:15(平日)
	子どもの人権110番	0120-007-110	8:30~17:15(平日)
	外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	9:00~17:00(平日)
文部科学省	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間

34 児童虐待

◆ 児童虐待、子どもの養育、発達障害等

相談窓口	電話番号	受付時間
児童相談所虐待対応ダイヤル (お近くの児童相談所に繋がります)	189	24時間
おきなわ子ども虐待ホットライン (中央児童相談所に繋がります)	098-886-2900	17:15～翌8:30 (月～金) 24時間(土日祝)
中央児童相談所 (管轄:那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町、久米島町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村)	098-886-2900	9:00～11:00、 13:00～16:00 (平日)
コザ児童相談所 (管轄:沖縄市、宜野湾市、うるま市、名護市、北谷町、嘉手納町、金武町、本部町、中城村、北中城村、読谷村、恩納村、宜野座村、今帰仁村、東村、大宜味村、国頭村、伊江村、伊是名村、伊平屋村)	098-937-0859	
中央児童相談所宮古分室 (管轄:宮古島市、多良間村)	0980-75-6505	
中央児童相談所八重山分室 (管轄:石垣市、竹富町、与那国町)	0980-88-7801	

35 配偶者等からの暴力

◆ 配偶者等からの暴力、家庭生活の悩み等

相談窓口	電話番号	受付時間	
法務省 女性の人権ホットライン	0570-070-810	8:30～17:15(平日)	
内閣府DV相談ナビ(最寄りの相談窓口 につながります)	# 8008	相談窓口の受付時間による	
沖縄県警察本部 警察安全相談	# 9110又は 098-863-9110	24時間	
沖縄県女性相談所	098-854-1172	8:30～17:15(平日) 8:30～12:00、13:00～16:30 (土日祝)	
沖縄県 配偶者暴力相談支援センター	北部	0980-52-0051	8:30～17:15(平日)
	中部	098-989-6603	
	南部	098-889-6364	
	宮古	0980-72-3132	
	八重山	0980-82-2330	

36 弁護士相談

◆ 新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的な悩みごと

相談窓口		電話番号	受付時間
(一般の方) 沖縄弁護士会	那覇	098-865-3737	10:00～15:00(平日) ※予約受付後、後日、折り返しの 電話で法律相談を行う
	沖縄支部	098-934-5722	
	名護支部	0980-52-5559	
(事業主の方) 日本弁護士連合会 中小企業のためのひまわりほっと ダイヤル		0570-001-240	10:00～12:00、13:00～16:00 (平日) ※予約受付後、後日、折り返しの 電話で法律相談を行う(初回 30分無料)

37 行政書士相談

◆ 行政書士は、許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談や書類作成を支援します。新型コロナウイルス感染症の影響で融資や支援が必要な事業者及び個人からの相談も行っています。

◆ 毎月第2月曜日開催の定例無料相談会(事前予約制。9:30～12:00、13:30～16:00)でも対応しています。

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄県行政書士会	098-870-1488	9:30～16:00(平日)

38 こころの悩み

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響でストレスを抱えている方の相談
(電話相談)

相談窓口	電話番号	受付時間
沖縄いのちの電話	098-888-4343	10:00～23:00(土日祝含む)
沖縄県精神保健福祉センター 新型コロナウイルス感染症に関する こころの電話相談	098-996-3163	9:00～11:30、13:00～16:30 (月・水・木・金)
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間

(LINE・Twitter・チャット等 SNS による相談)

相談窓口	受付時間
よりそいチャット「生きづらびっと」 (特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク)	月・水・金・土 11:00～16:00 月・火・水・木・金・日 17:00～22:00
こころのほっとチャット (特定非営利活動法人東京メンタルヘルス・ス クエア)	毎日 第1部 12:00～15:00 第2部 17:00～20:00 第3部 21:00～23:00 月曜早朝 4:00～6:00 ・毎月最終土曜日は、深夜から日曜の朝に かけて深夜相談を受付。24:00～5:00
下記リンク先(厚生労働省HP)もしくは次ページのQRコード参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_sns.html	

(「37 こころの悩み」に関する相談窓口 QRコード一覧)

・生きづらびっと LINE



・こころのほっとチャット LINE



・こころのほっとチャット Twitter



・こころのほっとチャット facebook



39 Go To キャンペーン

◆ 各種 Go To キャンペーンに関する問合せ窓口は以下のとおり設置されています。

○ Go To トラベル事業

相談窓口		電話番号	受付時間
Go To トラベル事務局	旅行者の方	0570-002-442	10:00～17:00(平日)

コールセンター	事業者の方	0570-017-345	
---------	-------	--------------	--

○ Go To Eat キャンペーン事業

相談窓口	電話番号	受付時間
Go To イートキャンペーン コールセンター	0570-029-200 (IP電話の場合:050-3734- 1523)	10:00~17:00(土日祝含む)

○ がんばろう！商店街事業（旧 Go to 商店街事業）

相談窓口	電話番号	受付時間
がんばろう!商店街事務局コールセンター	03-5544-7612	10:00~18:00(平日)

◆ 市町村の相談窓口

各市町村では、新型コロナウイルス感染症に関する支援等を実施している場合があります。詳しくは、各市町村にご確認ください。

(参考 市町村の電話番号)

市町村	所在地	電話番号(代表)
那覇市	那覇市泉崎1丁目1番1号	098(867)0111
宜野湾市	宜野湾市野嵩1丁目1番1号	098(893)4411
石垣市	石垣市字真栄里 672 番地	0980(82)9911
浦添市	浦添市安波茶1丁目1番1号	098(876)1234
名護市	名護市港一丁目1番1号	0980(53)1212
糸満市	糸満市潮崎町1丁目1番地	098(840)8111
沖縄市	沖縄市仲宗根町26番1号	098(939)1212
豊見城市	豊見城市字宜保一丁目1番地1	098(850)0024
うるま市	うるま市みどり町一丁目1番1号	098(974)3111
宮古島市	宮古島市平良字西里 1140 番地	0980(72)3751
南城市	南城市佐敷字新里1870番地	098(917)5309
国頭村	国頭村字辺土名121番地	0980(41)2101
大宜味村	大宜味村字大兼久157番地	0980(44)3001
東村	東村字平良804番地	0980(43)2201
今帰仁村	今帰仁村字仲宗根219番地	0980(56)2101
本部町	本部町字東5番地	0980(47)2101
恩納村	恩納村字恩納2451番地	098(966)1200
宜野座村	宜野座村字宜野座296番地	098(968)5111
金武町	金武町字金武1番地	098(968)2111
伊江村	伊江村字東江前38番地	0980(49)2001

読谷村	読谷村字座喜味2901番地	098(982)9200
嘉手納町	嘉手納町字嘉手納588番地	098(956)1111
北谷町	北谷町字桑江一丁目1番1号	098(936)1234
北中城村	北中城村字喜舎場426番地2	098(935)2233
中城村	中城村字当間585番地1	098(895)2131
西原町	西原町字与那城140番地の1	098(945)5011
与那原町	与那原町字上与那原16番地	098(945)2201
南風原町	南風原町字兼城686番地	098(889)4415
渡嘉敷村	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	098(987)2321
座間味村	座間味村字座間味109番地	098(987)2311
粟国村	粟国村字東367番地	098(988)2016
渡名喜村	渡名喜村1917番地3	098(989)2002
南大東村	南大東村字南144番地1	09802(2)2001
北大東村	北大東村字中野218番地	09802(3)4001
伊平屋村	伊平屋村字我喜屋251番地	0980(46)2001
伊是名村	伊是名村字仲田1203番地	0980(45)2001
久米島町	久米島町字比嘉2870番地	098(985)7121
八重瀬町	八重瀬町字東風平1188番地	098(998)2200
多良間村	多良間村字仲筋99番地2	0980(79)2011
竹富町	石垣市美崎町11番地1	0980(82)6191
与那国町	与那国町字与那国129番地	0980(87)2241

◆ 那覇市 新型コロナウイルスに関する各種支援制度一覧

那覇市のホームページでは、市内にお住まいの市民の皆様や市内で事業を営む皆様幅広く活用できる支援制度をとりまとめています。

那覇市ホームページ

https://www.city.naha.okinawa.jp/safety/corona_kanren/coronasien.html

◆ 暮らしの総合行政相談所

暮らしの総合行政相談所では、様々なお困りごとについて、行政機関・弁護士・司法書士等が日替わりで相談に応じています。相談日及び相談テーマの詳細については、同相談所までお問い合わせください。

設置場所：那覇中央郵便局 1階ロビー西側

開設時間：平日（月～金）10：00～16：00（12：00～13：00は除く。）

電話番号：098-836-4910（FAX番号も同じ）